

印西市公共工事の前金払及び部分払に関する取扱要領

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要領は、印西市が発注する公共工事に要する経費の前金払、既にした前金払に追加してする前金払（以下「中間前金払」という。）及び部分払の取扱いに関し、印西市契約事務規則（平成18年規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2章 前金払

(前金払の対象)

第2条 規則第35条の2に規定する前金払の対象となる公共工事は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する公共工事で、契約金額が500万円以上のものとする。

(前金払をする額)

第3条 市長は、次の各号に掲げる公共工事の経費について、当該各号の定める額の範囲内で前金払をすることができる。

- (1) 土木建築に関する工事（土木工事、建築工事及び設備工事）において必要な経費 契約金額の4割に相当する額
- (2) 土木建築に関する工事の設計、調査及び土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造において必要な経費 契約金額の3割に相当する額
- (3) 測量において必要な経費 契約金額の3割に相当する額

2 前金払に1万円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(前金払の表示)

第4条 前金払の有無は、印西市建設工事等契約事務取扱要領（平成18年規則第19号）第6条第1項に規定する現場に関する説明（以下「現場説明書」という。）にこれを表示する。

(保証契約の締結)

第5条 前金払の対象となる公共工事の受注者が前払金を請求するときは、法第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と当該建設工事等の工期（会計年度が2年以上にわたる前金払の対象となる公共工事（以下「継続事業」という。）にあつては、各会計年度の契約期間）を保証期限とする同条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結しなければならない。

2 継続事業については、前会計年度末における請負代金又は委託料相当額が、前会計年度までの出来高予定額に達するまで前金払の保証期限を延長しなければならない。

3 第1項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払う旨が前条に規定する現場説明書に定められているときには、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払い金相当分を含めて前払金の支払いを請求することができる。

(前金払の請求)

第6条 前金払の請求は、前払金請求書(別記第1号様式)に前条に規定する保証契約を添えて、前金払の支払いを請求することができる。

2 市長は、前項に掲げる書類の提出を受けたときは、その内容を審査の上、全ての書類の提出を受けた日から14日以内に前払金を支払うものとする。

(前金払の追加請求等)

第7条 前条第2項の規定により前払金の支払いを受けた者は、当該前払金に係る請負契約又は委託契約に変更があったことに伴い、契約金額に著しい増額が生じたときは、当該増額後の契約金額について第3条の規定により計算した前払金の額から既に支払いを受けた前払金の額を差し引いた額の前払金を追加して請求することができる。

2 前条第2項の規定により前払金の支払いを受けた者は、当該前払金に係る請負契約又は委託契約に変更があったことに伴い、契約金額に著しい減額が生じた場合において、既に支払いを受けた前払金が当該減額後の契約金額の10分の5を超えるときは、その超える額を当該前払金に係る請負契約又は委託契約に変更があった日から30日以内に市長に返還しなければならない。

第3章 中間前金払

(中間前金払の対象)

第8条 中間前金払の対象となる公共工事は、第3条第1号に規定する土木建築に関する工事の経費について第6条第2項の規定により前払金の支払いを受けた公共工事であって、当該会計年度の工期が100日以上である場合で、かつ次に掲げる要件を満たしているものとする。

(1) 工期の2分の1(継続事業にあつては当該会計年度の工事实施期間の2分の1)を経過していること。

(2) 工程表により工期の2分の1(継続事業にあつては当該会計年度の建設工事の実施期間の2分の1)を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

(3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の10分の5(継続事業にあつては当該会計年度の出来高予定額の10分の5)以上の額に相当するものであること。

(中間前金払をする額)

第9条 市長は、前条に規定する中間前金払の対象となる公共工事については、第3条第1号に規定する工事の経費について、契約額の2割に相当する額の範囲内で中間前金払をす

ることができる。ただし、前金払及び中間前金払をする前払金の合計額は、契約金額の10分の6を超えることができない。

2 中間前金払に1万円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(中間前金払の表示)

第10条 中間前金払の有無は、現場説明書にこれを表示する。

(中間前金払と部分払の選択)

第11条 中間前金払の対象となる建設工事の受注者は、契約締結時に中間前金払と部分払のいずれかを選択することとし、中間前金払と部分払の選択に係る届出書(別記第2号様式)を市長に提出しなければならない。なお、その選択においては、その後において変更することはできないものとする。

2 中間前金払をした建設工事については、部分払(継続事業にあつては当該会計年度末における部分払を除く。)は行わないものとする。なお、前項の規定に基づき中間前金払を選択した継続事業にあつては、第8条に規定する要件のすべてを満たさない会計年度は、中間前金払は行わないものとし、当該会計年度については、部分払を行うことができるものとする。

(中間前金払の認定)

第12条 中間前金払の対象となる建設工事の受注者は、中間前払金を請求しようとするときは、第8条に規定する要件のすべてに該当するものであるかどうかを認定するため、中間前金払に係る認定申請書(別添第3号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書が提出されたときは、速やかに当該認定の結果を中間前金払認定通知書(別記第4号様式)により、受注者に交付するものとする。

(保証契約の締結)

第13条 中間前金払の対象となる建設工事の受注者が中間前払金を請求するときは、保証事業会社と当該建設工事の工期(継続事業にあつては各会計年度の契約期間)を保証機関とする保証事業法第2条第5項に定める保証契約を締結しなければならない。

(中間前金払の請求)

第14条 中間前金払の対象となる建設工事の受注者が中間前払金を請求するときは、中間前払金請求書(別記第5号様式)に保証証書を添えて中間前金払の支払いを請求するものとする。

2 市長は、前項に掲げる書類の提出を受けたときは、その内容を審査の上、全ての書類の提出を受けた日から14日以内に前払金を支払うものとする。

(中間前金払の追加請求等)

第15条 前条第2項の規定により中間前払金の支払いを受けた者は、当該中間前払金に係る請負契約に変更があったことに伴い、契約金額に著しい増額が生じたときは、当該増額後の契約金額について第9条の規定により計算した中間前払金の額から既に支払いを受けた中間前払金の額を差し引いた額の中間前払金を追加して請求することができる。

2 前条第2項の規定により中間前払金の支払いを受けた者は、当該中間前払金に係る請負契約又は委託契約に変更があったことに伴い、契約金額に著しい減額が生じた場合におい

て、既に支払いを受けた前払金及び中間前払金の合計額が当該減額後の契約金額の10分の6を超えるときは、その超える額を当該前払金に係る請負契約又は委託契約に変更があった日から30日以内に市長に返還しなければならない

第4章 部分払

(部分払の対象)

第16条 規則第36条に規定する部分払の対象となる工事若しくは製造の既済部分は、第2条及び第3条第1項に該当する土木建築に関する工事で、当該会計年度の工期が100日以上である場合とする。

(部分払をする範囲等)

第17条 市長は、前条に規定する部分払の対象となる土木建築に関する工事については、検査に合格した既済部分とする。

2 前項の既済部分とは、次の各号に掲げるものを除き工事出来形部分並びに現場に搬入した工事材料及び工場で製造済の製品(設計図書に部分払の対象とすることを指定したもので、検査を要するものについては当該検査に合格したものに限り)とする。

- (1) 既納検査済材料の価格が僅少のもの
- (2) 部分払を受ける目的で多量に搬入したと認められる材料
- (3) 既納検査済材料のうち容易に他に移動できると認められるもの

(部分払の最高限度)

第18条 部分払は、既済部分(内訳書の単価に基づいて計算したもの。)に対する契約金額の10分の9を超えない範囲とする。

2 部分払に1万円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(部分払の回数)

第19条 部分払の請求できる回数は、最終の会計年度を除き各会計年度に1回とする。

(部分払金額の算式)

第20条 部分払金額は次の算式により算定する。

部分払金額 ≤ 既済部分に対する請負代金相当額 × (9 / 10 - 前払金額 / 請負代金額)

2 前項の規定にかかわらず継続事業に係る各会計年度における部分払金額は、次の算式により算定する。

(1) 前払金の支払を受けている場合

部分払金額 ≤ 既済部分に対する請負代金相当額 × 9 / 10 - (前会計年度までの支払金額 + 当該会計年度の部分払金額) - (既済部分に対する請負代金相当額 - (前年度までの出来高予定額 + 出来高超過額)) × 当該会計年度前払金額 / 当該会計年度の出来高予定額

(2) 前払金及び中間前払金の支払を受けている場合

部分払金 \leq 既済部分に対する請負代金相当額 $\times 9 / 10$ - 前会計年度までの支払金額 - (既済部分に対する請負代金相当額 - 前会計年度までの出来高予定額) \times (当該会計年度前払金額 + 当該会計年度の間前払金額) / 当該会計年度の出来高予定額
(部分払の表示)

第21条 部分払の有無は、現場説明書にこれを表示する。

(部分払金の請求)

第22条 部分払の請求は、部分払金請求書(別記第6号様式)に印西市工事検査要綱(平成23年告示第152号。以下「要綱」という。)第14条に規定する検査結果通知書を添えて、部分払金の支払いを請求することができる。

2 市長は、前項に掲げる書類の提出を受けたときは、その内容を審査の上、全ての書類の提出を受けた日から14日以内に部分払金を支払うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領は、施行日以後に公告する事業から適用する。

別添

第1号様式(第6条) 前払金請求書

第2号様式(第11条) 中間前金払と部分払の選択に係る届出書

第3号様式(第12条第1項) 中間前金払に係る認定申請書

第4号様式(第12条第2項) 中間前金払認定通知書

第5号様式(第14条) 中間前払金請求書

第6号様式(第21条) 部分払金請求書

中間前金払と部分払の選択に係る届出書

年 月 日

印西市長 様

所在地又は住所
商号又は名称
代表者氏名 印

下記に掲げる工事については、（ 中間前金払 ・ 部分払 ）を選択したいので、届出ます。

記

工 事 名 _____

工 事 場 所 _____

請負代金額 _____ 円

工 期 _____ 年 月 日 から _____ 年 月 日

- ※1 契約締結時に中間前金払と部分払のどちらか一方を選択し、届出してください。
なお、この届出の後に選択した支払方法を変更することはできません。
- ※2 特定建設工事共同企業体にあつては、構成員すべての記名押印のこと。

注：中間前金払を選択した場合は部分払金の請求はできません。（ただし、継続事業にあつては当該会計年度末において、部分払をすることができます。）また、部分払を選択した場合には中間前払金の請求はできません。

中間前金払に係る認定申請書

年 月 日

印西市長 様

所在地又は住所
商号又は名称
代表者氏名 印

下記に掲げる工事について、中間前払金の支払いを請求したいので、要件を具備していることを認定されたく申請いたします。

記

工 事 名 _____

工 事 場 所 _____

請負代金額 _____ 円

工 期 _____ 年 月 日 から _____ 年 月 日

適 用 _____

※ 添付書類（工事履行報告書、工程表、全景写真等）

中間前金払認定通知書

第 号
年 月 日

受注者 様

印西市長 印

下記の工事について、その進捗を調査したところ、中間前金払をすることができる要件を具備していることを認定します。

記

工 事 名	
工事場所	
工 期	年 月 日 から 年 月 日
請負代金額	
適 用	

